

会計検査の指摘事例とその解説(104)

は が あき ひこ
芳 賀 昭 彦*

1. はじめに

今回は、防衛省の土木工事に係る積算過大の事例と国土交通省関係の交付金事業による落石防護柵に係る設計不適切の事例、計2事例を紹介します。

2. 残土は再資源化施設に運搬せずに有効利用

1) 工事の概要

A防衛局(以下「局」という。)は、平成27年度から29年度までの間に、「B隊舎新設土木工事」を一般競争により株式会社C建設に契約額105,300,000円で請け負わせ施行しています。

本件工事は、陸上自衛隊D駐屯地(以下「駐屯地」という。)において隊舎1棟の新設に伴い、周辺整備のための土木工事を行うもので、造成工事、舗装工事、給水工事、雨水排水工事、環境整備工事等の各種から構成されています。

局は、本件工事の工事費について、防衛省が定めている「土木工事積算価格算定要領」「土木工事標準歩掛」(いずれも平成19年装技調第34号。以下「積算要領等」という。)に基づき、上記の各工種に係る費用からなる直接工事費に共通仮設費、現場管理費、一般管理費等及び消費税等相当額を加えて積算しています。

そして、直接工事費のうち、造成工事等で発生する残土の処理に係る費用は、工事現場から再資源化施設等の目的地までの運搬費、再資源化施設に持ち込む場合に生ずる受入費等から構成されており、このうち運搬費については、積算要領等によれば、運搬距離区分等の各条件に応じて定められた1㎡当たりの単価に残土体積を乗じて算定することとされて

います。また、受入費については、「建設工事における再生資源の活用について(通知)」(平成21年装技第44号)等によれば、見積書等を基に決定した1㎡当たりの単価に残土体積を乗じて算定することとされています。

2) 検査の結果

検査院は、経済性等の観点から、工事費の積算が適切に行われているかなどに着眼して、本件工事を対象として、局において、契約書、特記仕様書、契約図面、積算価格内訳明細書等の関係資料及び現地状況を確認するなどして会計実地検査を行いました。検査したところ、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられました。

すなわち、局は、造成工事、給水工事及び雨水排水工事で発生する残土計2,257㎡の取扱いについて、駐屯地に所在する部隊と調整した結果、残土の有効利用を行うため駐屯地に隣接するE演習場(以下「演習場」という。)内の所定の場所に運搬して敷均しすることとして、特記仕様書において、残土について運搬距離は2.0kmとし敷均しをする旨を記載していました。また、残土を再資源化施設に持ち込む場合には、特記仕様書において局が積算で使用する受入費の単価を記載することになってはいますが、上記の理由により再資源化施設に持ち込まないことから記載していませんでした。

しかし、局は、工事費の積算においては、当該工事現場から約25.8km離れた再資源化施設に残土を運搬することを想定して、運搬費については、積算要領等に基づき運搬距離区分を「22.5kmを超えかつ49.5km以下」とするなどとした条件により1㎡

*元会計検査院 農林水産検査第4課長

当たりの単価3,180円を用いて算定し、受入費については、見積書を基に1㎡当たりの単価2,400円を用いて算定していました。そして、これらを含めた工事費の総額を110,524,591円と算定していましたが、正しくは、上記特記仕様書の内容に基づき演習場内の所定の場所までの運搬費及び敷均し費を計上すべきであり、また、受入費については計上すべきでなかったと認められました。現に、請負業者は、残土を演習場内の所定の場所まで運搬して敷均しを行っていました。

したがって、残土2,257㎡について、演習場内の所定の場所までの運搬費は正しい運搬距離区分「1.5kmを超えかつ2.0km以下」に基づいた1㎡当たりの単価660円（敷均し費を含む。）を用いること、受入費は計上しないことなどにより本件工事費を修正計算すると、他の項目において積算過小となっていた費用等を考慮しても、工事費の総額は100,589,562円となることから、本件契約額105,300,000円はこれに比べて約470万円割高となっていて不当と指摘されました。

このような事態が生じていたのは、局において、本件工事の工事費の積算に対する確認が十分でなかったことなどによるとされています。

本件については、再資源化施設への受入単価を記載していないことで残土の有効活用を理解すべきだったようですが、担当者間の連絡調整や情報の共有、内容の確認などが不十分だったことに起因したものです。

本件に類似する事例が平成25年度の検査報告に掲載されていますので概要を紹介します。

某局において、東日本大震災で被災した鉄筋コンクリート造の庁舎の解体撤去工事の積算に当たり、当該工事の受注者が分別解体等で生じた特定建設資材廃棄物の再資源化を行わなければならないことから、契約書にその旨を定めていたのですが、再資源化をするための中間処理施設においてコンクリート殻等を破碎処理する単価（1,617円/t）を用いる

などして処分費を積算すべきところを、誤って最終処分場でがれき類を処分する単価（11,800円/t）を用いるなどしたため、契約額が割高となっていたとの指摘がありました。これも契約書に明記されていた再資源化するための中間処理施設を最終処分場と見誤ったもので、積算は、契約書、仕様書の内容とも確認する必要があるようです。

3. 落石防護柵の背面に設計前提の平場がない

この交付金事業（防災・安全交付金（道路））は、M県が、平成30年度に、N郡H町地区において、県道K線の防災対策として、落石防護柵を設置するなどの工事を事業費21,018千円（国庫補助金13,409千円）で実施したものです。このうち、落石防護柵は、上記地区内の2工区の延長211.0mにわたり高さ2.0mの支柱を約3.0m間隔で設置し、各支柱間にワイヤロープ及び金網を取り付けた構造となっています。

同県は、本件落石防護柵の設計を「落石対策便覧」（公益社団法人日本道路協会編。「以下「便覧」という。）に基づき行っています。

便覧によれば、落石防護柵の必要な高さは、想定する落石の跳躍高等によって決定され、落石の跳躍高は一般的に斜面から直角に測った高さ2.0m以下であるといわれていることから、斜面から直角に測った高さが2.0mとなるよう最低柵高を設定することとされています。さらに、落石防護柵の背面に平場がある場合、平場の幅が狭いほど落石が落石防護柵に衝突する高さが高くなるなど、その幅によって落石が落石防護柵に衝突する高さが変わることから、平場の幅を考慮して最低柵高を設定することとされています。

同県は、本件落石防護柵の設計に当たり、落石の跳躍高を2.0mと想定するとともに、両工区の各1か所を選定して現地を調査し、落石防護柵背面の平場の幅がそれぞれ1.0m及び1.5mであることなどを考慮して、斜面から直角に測った高さが2.0mとな

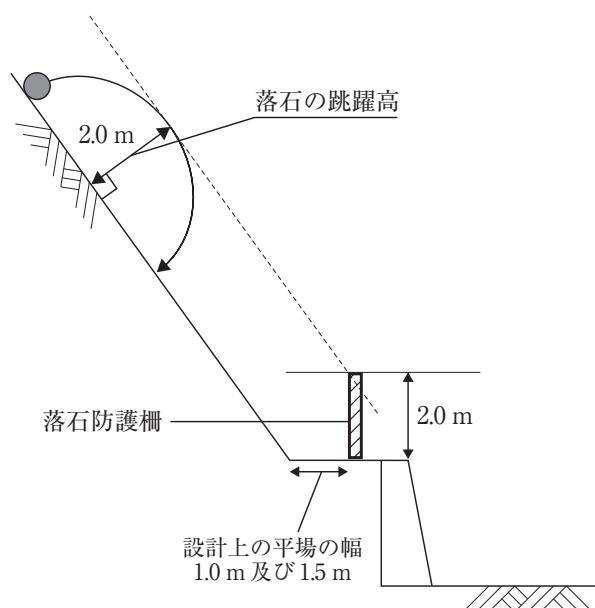


図-1 設計上の平場の幅を前提とした落石防護柵等の概念図

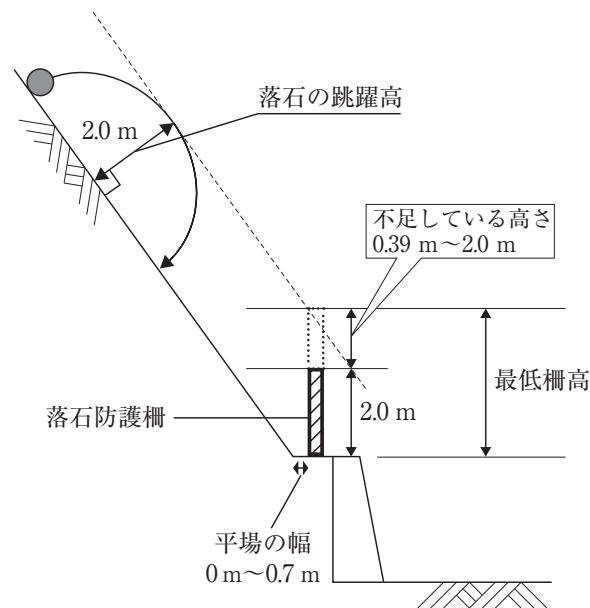


図-2 平場の幅が設計よりも狭い区間における落石防護柵等の概念図

るよう最低柵高を全延長にわたって一律に2.0mと決定していました。そして、本件落石防護柵の高さを2.0mと設計して（図-1）、これにより施工していました。

しかし、両工区には、同県が現地調査を行った上記の2か所よりも平場の幅が狭かったり、平場が全くなかったりしている箇所が多数あったのに、同県は、本件落石防護柵の設計に当たり、このような実際の平場の幅の状況について考慮していませんでした。

そこで、便覧に基づき、現地の再調査の結果確認された平場の幅を考慮して、改めて本件落石防護柵の最低柵高を算出すると、両工区における計4区間の延長計41.9mにおいて最低柵高が2.0mを上回ることとなります。このうち、各区間の最低柵高が最も高くなる箇所についてみると、2.39m（平場の幅0.7m）から4.0m（同0m）となり、本件落石防護柵の高さは最大で0.39mから2.0m不足することになっていました（図-2）。

したがって、本件落石防護柵のうち延長41.9m（工事費相当額4,063,000円）は、設計が適切でなかったため、落石を防ぐための所要の高さが確保されていない状態となっていて、工事の目的を達して

おらず、これに係る交付金相当額2,592,194円が不当と指摘されました。

このような事態が生じていたのは、同県において、現地における平場の状況に関する確認が十分でなかったことなどによるとされています。

本件については、平成30年度検査報告に類似の事例があり、落石防護柵の柵高の決定に当たり、斜面から直角に測るべきところを鉛直に測り全延長にわたり柵高が不足したというもので、柵高不足の指摘が2年連続となっていることに注意してください。

4. おわりに

検査院は、令和2年度の検査報告を終え、令和3年度の決算を対象とする令和4年次の検査を開始しました。令和2年次から3年次にかけては、検査院もコロナ禍による感染症対策から出張を停止し、会計実地検査を中止してきたところですが、今後は、引き続き、その状況を見極めつつも、これまでの中止箇所への検査や新たなテーマなどによる検査を開始するものと思われます。